

菊陽町こども計画策定業務委託仕様書

1. 業務の名称

菊陽町こども計画策定業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする菊陽町こども計画を策定する。この計画は、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づく国のこども大綱及び熊本県のこども計画との整合性に留意し、策定に必要なニーズ調査と調査結果の分析を行い、現状と課題を整理した上で、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を包含し、一体的なものとして計画策定する。

4. 業務内容

(1) ニーズ調査（アンケート調査）の実施

国が策定を進めている「こども大綱」等や地域の特性、保護者ニーズ等を踏まえたアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめること。

次の仕様を基本とするが、より適切な調査設計があれば提案すること。

アンケート調査に係る調査票の設計、調査票及び封筒の作成、印刷、調査票の封入・封緘、結果入力・分析、調査報告書の作成を行う。

調査項目及び調査方法等は、発注者と協議の上、決定すること。

(ア) 子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート

①就学前児童保護者

②小学生保護者

(イ) 子ども・若者計画に係るアンケート

③16歳から39歳の町民

※調査票の設計及び印刷、発送用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かん、宛名ラベルシールの貼付、発送・回収は受託者が行うこと。（発送・回収にかかる経費は委託費に含むものとする。）

なお、宛名ラベルシールは、本町が住民基本台帳から抽出し作成する。

(2) 調査結果の集計・分析及び報告書作成

ニーズ調査の調査結果の集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめる。

(ア) 集計・分析

(イ) 調査結果報告書の作成

(3) 需要量の推計、目標量の設定

推計人口値、過去の利用実績及びニーズ調査を基に、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みを算出し、課題の抽出と併せて目標値を算出する。

(4) こどもの意見の反映に係る措置の提案

計画策定に伴い、こどもの意見を反映させるため、意見聴取、実態把握調査等の実施方法について専門的見地から提案し、実施すること。

(5) こども計画骨子案及び素案の作成

調査結果、国が策定を進めている「こども大綱」等の最新動向、県・他自治体の動向等を勘案し、こども計画骨子案及び素案を作成すること。

(6) 菊陽町子ども・子育て会議の運営支援

会議の開催にあたって、オブザーバーとして出席するとともに、資料作成、会議録の作成（会議の開催日から起算して2週間以内）等の運営支援を行う。（6回程度実施予定）

(7) パブリックコメントの実施支援

こども計画の素案に対して実施するパブリックコメントについて、提出された意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(8) こども計画書及び概要版の作成

パブリックコメント後の庁内会議及び子ども・子育て会議における審議結果等に基づき計画素案に補足・修正を行い、計画書及び概要版を作成すること。

5. 成果品

(1) アンケート調査

・調査結果報告書 電子データ（Word、PDF）

(2) 菊陽町こども計画

・計画書（A4、表紙フルカラー・本文2色刷り、120頁程度） 100部

・概要版（A4、表紙・本編フルカラー、4頁程度） 100部

・計画書及び概要版 電子データ（Word、PDF）

6. 委託料の支払い

業務完了後の支払いとする。

7. その他

- (1) 本業務に係る印刷物及び電子媒体の著作権は菊陽町に帰属する。
- (2) 本業務に関する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び監督官庁の告示・通達を遵守すること。
- (3) 本業務により知り得た情報は、契約期間中及び契約期間後において、いかなる事由であっても、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本町の指示に対し、迅速かつ的確に誠意をもって対応すること。
- (5) 本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。